

## 4 指定（許可）に関する届出等

### （１）電子申請届出システム

介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出書を含む）に関する申請届出方法について、従来の郵送、メール、持参に加えて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を活用した「**電子申請届出システム**」での受付を静岡市でも開始します。

申請に関する詳細等については、下記②、③の内容及び静岡市ホームページを参照の上、手続きの実施をお願いします。

**開始時期 令和6年10月1日(火)（予定）**

**（静岡市ホームページのURLは開始時にお伝えします。）**

#### ①電子申請届出システムの導入・概要について

介護サービスに係る指定及び報酬請求に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行うことを可能とする観点から、介護事業者が申請・届出先の地方公共団体を問わず手続きを完結できる「電子申請届出システム」が整備されました。

当該システムでは、**画面上に直接様式・付表などの入力ができるとともに、添付資料をシステム上で一緒に提出することができる**ため、介護事業者の申請届出に係る業務負担の軽減が期待されます。

（参考）厚生労働省ホームページ

介護事業所の指定申請などのウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

#### ②本市の電子申請に関する実施内容について

項目	実施内容
対象サービス	全ての介護サービス
届出	新規指定申請 指定更新申請 変更届出 加算に関する届出 廃止届出 休止届出 再開届出 開設許可事項変更申請

	管理者承認申請
その他	登記情報提供サービス活用による登記事項証明書の提出開始

※当面は従来どおり郵送、メール及び持参でも受付しますが、実施後は電子申請による届出が原則となるため、電子申請対応の準備をお願いします。

※紙にて提出する場合は、**押印が不要**となっています。

### ③電子申請届出の流れについて

#### ア G ビズ ID アカウントの取得

介護事業所の指定等の電子申請届出システムにて届出を行う場合、**G ビズ ID アカウントによるログインが必須**となります。G ビズ ID には、「プライム」「メンバー」「エントリー」の3種類のアカウントがありますが、今回の電子申請において、利用可能なG ビズ ID アカウントは「**gBizID プライム**」と「**gBizID メンバー**」のみとなります。

G ビズ ID に関する詳細や、G ビズ ID アカウントの申請については、静岡市ホームページか以下のG ビズ ID ホームページにて確認し、未取得の場合は、ID アカウントの取得の手続きをしてください。なお、登録は無料です。(gBizID プライムの申請手続きには**2週間程時間を要します**ので、御留意ください。)

○G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

○G ビズ ID (プライム) 申請画面

<https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

#### イ 添付書類の準備

申請の内容により、添付資料が異なります。以下の静岡市ホームページの提出書類一覧表を参照の上必要な添付資料の作成・準備を行ってください。

また、登記事項については、登記情報提供サービス活用による提出も可能となりました。**登記情報提供サービスでの申請の場合は、「照会番号」及び「発行年月日」**が分かるような資料を提出してください。なお、登記情報提供サービスを活用する場合は、**登録料及び利用料が発生します**のでご注意ください。

○提出書類一覧表

・新規指定・更新届

→居宅サービス・介護老人福祉施設 提出書類

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002986.html>

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002988.html>

地域密着サービス・居宅支援・介護予防支援 提出書類

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002983.html>

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002985.html>

介護老人保健施設 提出書類

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002989.html>

介護医療院 提出書類

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002990.html>

総合事業（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等）

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002991.html>

・変更届

→居宅サービス・介護老人福祉施設 提出書類

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003356.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003356.html)

地域密着サービス・居宅支援・介護予防支援 提出書類

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003324.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003324.html)

介護老人保健施設 提出書類

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003363.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003363.html)

介護医療院 提出書類

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003363\\_00001.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003363_00001.html)

総合事業（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等）提出書類

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002991.html>

○登記情報提供サービス

<https://www1.touki.or.jp/>

## ウ 電子申請届出システムによる申請

イで作成した添付資料を用意の上、以下のURLから、各種の申請を行ってください。  
電子申請届出システムでの入力方法については、電子申請届出システム右上の「ヘルプ」から「操作マニュアル」及び「操作ガイド」のダウンロードが出来ますので、参考にしながら申請作業を進めてください。

○電子申請届出システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>